

# JHFフォトコンテスト応募用紙

応募用紙に必要事項をご記入の上、作品を同封してご応募ください。

郵送先住所  
〒114-0015  
東京都北区中里1-1-1-301  
公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟  
フォトコンテスト係

## 応募者情報

作品名	
撮影場所	
撮影年月日	年      月      日
応募部門	(1) 空撮部門      (2) 地上撮影部門 該当部門に <input type="checkbox"/> を付けてください
フリガナ	
お名前	
ご住所	〒
電話番号	
メールアドレス	

### 【注意事項・責任事項】

- 応募の時点で応募者は本応募条項の全ての条件に同意したものとみなします。
- 応募作品を展示、発表する際にスペースの関係上、主催者側でトリミングすることがあります。
- 作品の被写体が人物中心である場合や、被写体に著作権等の対象物が含まれる場合は、応募者がその権利者の承諾を事前に得た上で応募してください。作品に関して第三者から権利侵害や損害賠償などの苦情・異議申立があった場合は、応募者が全て対応することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- 本コンテストへの応募に関連して応募者が何らかの損害を被ったとしても、主催者は故意又は重過失がない限り責任を負いません。
- 第三者の権利を害する恐れのある作品は失格とすることがあります。
- 撮影のために危険行為を行った場合は失格とすることがあります。
- 入賞者にメールで連絡した後14日以内に連絡をいただけない場合は、失格とすることがあります。
- ご応募が応募要項に違反すると主催者が判断した場合、その応募は無効となります。応募無効の連絡はいたしません。応募費用の返還はいたしません。
- ご応募が応募要項に違反することが入賞後に判明した場合、主催者は入賞を取消し賞金の返還を求めることがあります。
- 応募作品の著作権は撮影者に帰属します。ただし、主催者は、応募作品を、スカイスポーツの振興・普及及び主催者の広報活動等のために、応募者の許諾を要することなく無償で使用する権利を有することとします。
- 主催者は、スカイスポーツの振興・普及のため、応募作品を第三者に対して公開し、応募作品に対する利用の申込があった場合は応募者に連絡することがあります。
- 応募者と主催者との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

### 【作品返却】

応募作品は、必要な郵便切手を貼付した返却用封筒を、応募時に提出された場合に限り返却いたします。

作品返却に際し郵便事故等が起きた場合、主催者は一切の責任を負いません。

応募者は、返却されない作品については本コンテスト終了後、主催者により処分されることを承諾したこととします。

### 【個人情報】

本コンテストに関連して主催者が取得した個人情報の取扱は次のとおりです。

#### (利用目的)

- 本コンテストに関連する事項の通知及び連絡
- 受賞の通知
- 応募作品に関する応募者への問い合わせ
- 応募作品に関する第三者からの問い合わせに対する連絡

入賞者の氏名は、本コンテスト関係のウェブサイトや印刷物その他で、入賞作品を紹介する際にも掲載されます。